

いじめ防止基本方針

粕屋町立粕屋中学校

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

(いじめ防止対策推進法 第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの問題についての基本的認識>

- ① いじめはどの児童・生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることは多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童・生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方の大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの未然防止のための取組

- ① 共同学習を取り入れた授業づくりの推進
- ② 自他を大切にすることを育む道徳教育の充実
- ③ 望ましい人間関係を育む教育活動の充実
- ④ 自他の人権を守る人権教育の推進

3 いじめ問題の早期発見の取組

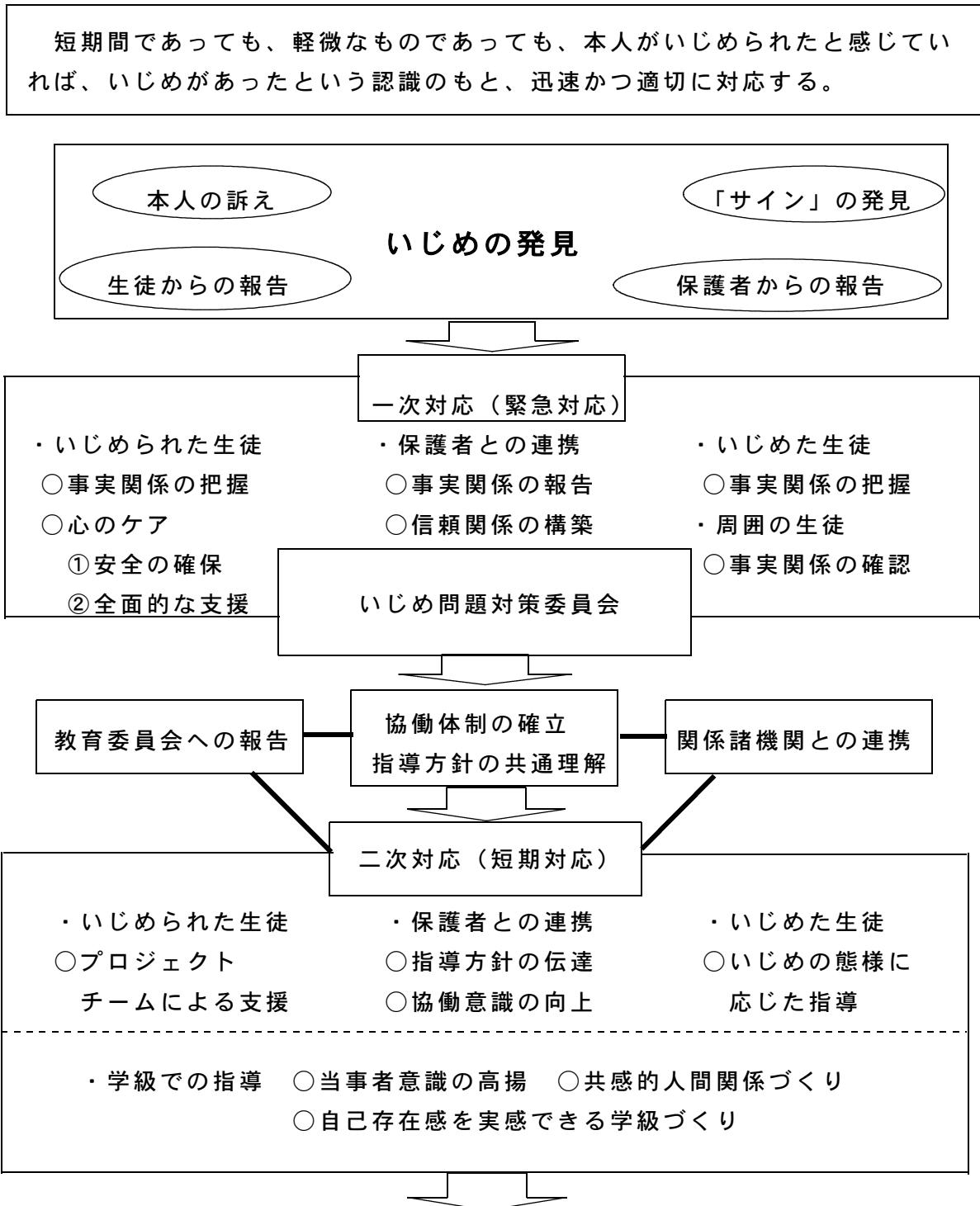
- ① いじめ問題のサイン

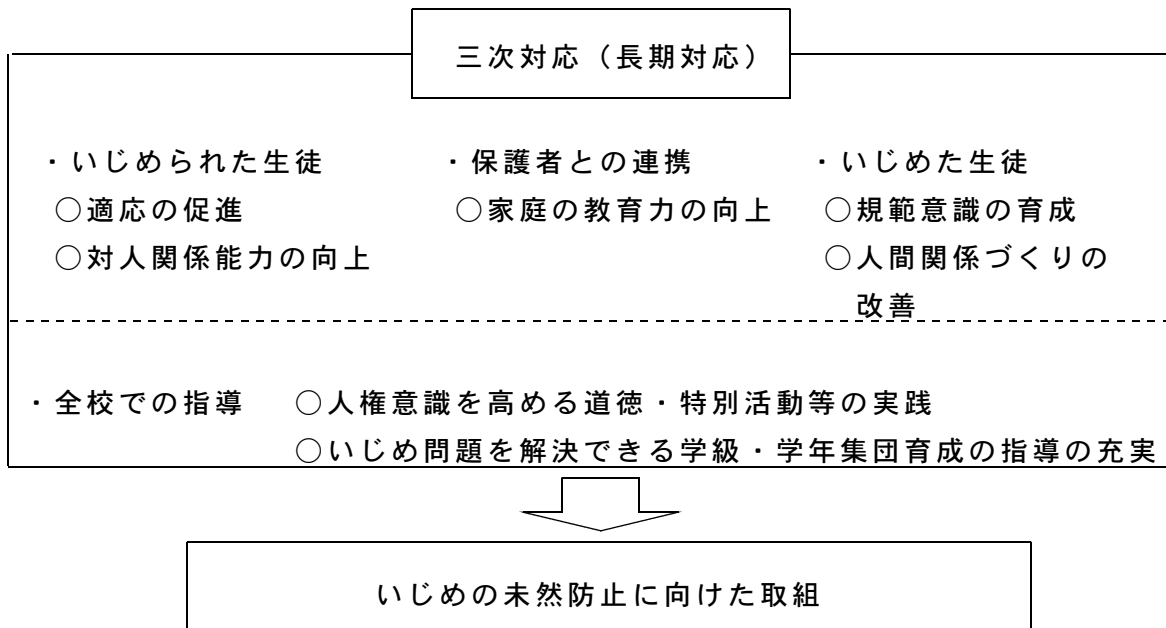
日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する。	<input type="radio"/> 日頃と違う表情（視線に注目）をしていないか。 <input type="radio"/> 理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか。 <input type="radio"/> 落ち着きがない、おどおどしている等の様子がないか。
他の生徒に比べて違った言動や表情に注目する。	<input type="radio"/> グループを作るときにいつも最後まで残っている生徒がいないか。 <input type="radio"/> 友達からの挨拶や言葉かけが少ない生徒はいないか。
特定の生徒への対応の差異に注目する。	<input type="radio"/> 一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしていないか。 <input type="radio"/> 特定の生徒が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていないか。
学級の雰囲気注目する。	<input type="radio"/> 学級全体に無気力感が漂っていないか。 <input type="radio"/> 一部のボスの生徒を中心に小集団化して、相互の対立や享乐的雰囲気がないか。

②早期発見の方法

- 観察・・・授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、様相チェックを心がける。
また、生活ノートを通しての生徒理解に努める。
- 情報収集・・・定期的な教育相談や家庭連絡を通して生徒・保護者からの情報に耳を傾け、積極的に収集する。
- 客観的理解・QUアンケートや生活実態調査を通して、客観的理解に努める。

4 いじめ問題への対応の手順



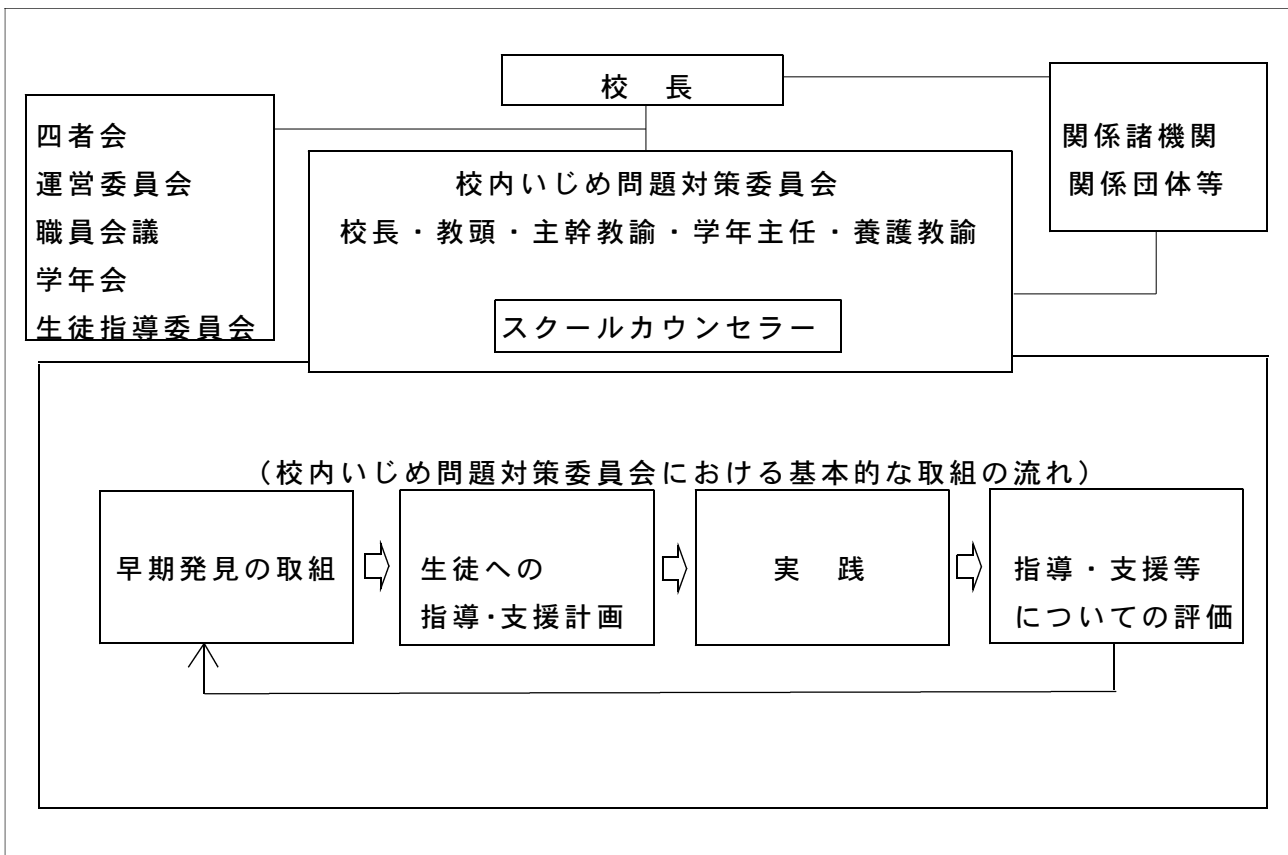


5 いじめ問題を早期発見・早期対応のための校内体制

① 報告・連絡・相談の徹底

いじめの事実に関する情報を「校内いじめ問題対策委員会」で集約し、委員会の協議を受けて、全職員に周知・徹底をする。また、教育委員会に迅速かつ確実に報告し、連携を図る。

② 校内いじめ問題対策委員会 組織図



③ 年間計画

月	具体的内容・方法
4月	○「いじめ防止基本方針」の確認（職員会議） ○学年ごとの気になる生徒一覧を作成し、対応確認①（職員会議）
5月	○QUアンケートの実施①
6月	○生活実態調査の実施① ○家庭用チェックリストの配布①
7月	○教育相談の実施① ○全校生徒生活ノート一斉点検①
8月	○学年ごとの気になる生徒一覧を作成し、対応確認②（職員会議） ○積極的生徒指導に関する校内研修の実施
9月	○家庭用チェックリストの配布②
10月	○生活実態調査の実施②
11月	○QUアンケートの実施②
12月	○教育相談の実施② ○全校生徒生活ノート一斉点検②
1月	○学年ごとの気になる生徒一覧を作成し、対応確認③（職員会議）
2月	○いじめに関する校内研修会
3月	○学年ごとの気になる生徒一覧を作成し、対応確認④（職員会議）
随時	○養護教諭・SC・SSWとの情報交換。 ○生活ノートの記入と提出の徹底。 ○いじめに関する校外の研修に積極的に参加し、その内容を共有する。 ○必要に応じて教育相談を行う。 ○いじめアンケートの実施（毎月）

6 重大事態対応

① いじめの疑いに関する情報

- いじめの疑いに関する情報の収集と記録を共有
- いじめの事実確認を行い、結果を設置者へ報告

② 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告

ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合）

イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

③ 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応にあたる。

- ア 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - エ 調査結果を学校の設置者に報告（設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - オ 調査結果を踏まえた必要な措置
- 学校の設置者が調査主体となる場合
設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

7 職員研修の充実

教職員のいじめ問題に関する資質の向上を図るため、校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ることが必要である。そのために、粕屋町教育委員会や県教育センターなどと連携し、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施する。さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内のOJTが円滑に実施されるよう、配慮していく。

8 保護者・地域への働きかけ

- ① 保護者・地域への説明
 - PTA総会での説明・・・4月末
 - 学校関係者による評価委員会での説明・・・6月
- ② 個別面談の取り組み
 - 家庭訪問・・・5月
 - 三者面談・・・12月
- ③ ネットいじめ防止講演会の実施
 - 外部講師を招聘しての規範教育・・・全校生徒、保護者を対象に6月に実施